

ふるさと東吉野応援寄附返礼品提供事業者募集要綱

(目的)

第1条 ふるさと納税（ふるさと東吉野応援寄附）制度により東吉野村（以下「村」または「本村」という。）へ寄附をいただいた村外在住の寄附者に対し、商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本村の地元特産品のPR、魅力発信および販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力できる事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集する。

(募集要件)

第2条 応募事業者は、以下の要件にすべて適合している必要がある。ただし、要件に適合していても、本村が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 村内に事業所(本店・支店問わない。)がある法人、その他の団体及び個人事業者(以下「事業者」という。)。ただし、第3条の要件に適合する商品を提供する場合は、村外の事業者も対象とする。
- (2) 村税等の滞納がない事業者。
- (3) 東吉野村暴力団排除条例(平成23年12月東吉野村条例第13号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない事業者。
- (4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者。
- (5) インターネットに接続でき、ふるさと納税代行業者が提供するシステムの利用が可能な事業者。

(返礼品の要件)

第3条 ふるさと東吉野応援寄附返礼品（以下「返礼品」という。）は、原則として東吉野村内で生産・加工されたものなどの地場産品であり、本村の返礼品としてふさわしい商品または本村のPRにつながる商品や東吉野村内で提供されるサービスであること。(地場産品とは、総務省告示第179号第5条を遵守し、いずれかに該当すること。(別添1))

2 返礼品提供事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品、体験型サービス等であり、以下の要件にすべて適合している必要がある。ただし、要件に適合していても本村が返礼品として適当でないと判断した場合はこの限りでない。

- (1) 本村の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について(平成29年4月1日付け総務市第28号総務大臣通知)(別添2)」に基づくものであること。
- (3) 体験型サービス(代行サービス等も含む)においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 村内及び村施設内にてサービスが提供されること。

イ 村内の地域資源を利用していること。

ウ 寄附者に対して、サービス提供を受けられることがわかる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後一年程度の有効期限を設けることができること。

エ 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。

オ 安全性の配慮に努めること。

(4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正競争防止法（平成5年法律第48号）その他関係法令に違反していないものであること。

(5) その他、村長が適当と認めたもの。

(6) 返礼品の価格（消費税込、梱包代込）は寄附金額の3割以内とし、返礼品の発送費用、諸手数料は、本村が負担する。ただし、寄附者から返礼品の品質等のクレームにより、返礼品の回収及び再配達を行った場合に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とする。

（申請方法）

第4条 申請しようする事業者は下記書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、本村総務企画課へ持参又は郵送にて提出すること。なお、申請に係る費用の一切は、事業者の負担とする。

(1) ふるさと東吉野応援寄附返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）

(2) 返礼品提案書（様式第2号） ※1商品につき1枚作成

（返礼品提供事業者および返礼品の審査結果通知）

第5条 村長が、本村における選定基準に基づき、返礼品提供事業者登録の可否および返礼品の採択を審査し、その結果を「ふるさと東吉野応援寄附返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書（様式第3号）」、「ふるさと東吉野応援寄附返礼品承認通知書（様式第4号）」、「ふるさと東吉野応援寄附返礼品不承認通知書」（様式第5号）により返礼品提供事業者へ通知する。また、承認、不承認どちらの場合においても、その理由は不開示とする。

（返礼品の内容変更等）

第6条 返礼品提供事業者登録決定及び返礼品決定後に、登録した企業情報及び返礼品の内容を変更・辞退する場合は、すみやかに村及び代行業者に報告しなければならない。返礼品を変更する際は、返礼品提案書も新たに作成し、併せて提出しなければならない。なお、変更・辞退で発生する費用は返礼品提供事業者の負担とする。

（返礼品提供事業者および返礼品の登録取消）

第7条 村は、登録された返礼品提供事業者または返礼品の登録内容が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査し、その結果継続が認められないと判断された際は、当該返礼品提供事業者に対し、「ふるさと東吉野応援寄附返礼品提供事業者登録取消通知

書」(様式第6号)、または「ふるさと東吉野応援寄附返礼品登録取消通知書」(様式第7号)を送付し、登録取り消しを行うものとする。

- (1) 第2条及び第3条に定める要件に適合しなくなったと認める場合
- (2) 提出書類に虚偽がある場合
- (3) 村に損害を及ぼす行為があった場合
- (4) 返礼品の提供に関して遅滞なく発送が行えない事由が発生した場合

また、返礼品提供事業者が倒産した場合は、村は通知書を送付せず、取り消しができるものとする。

(返礼品提供事業者の責務)

第8条 返礼品提供事業者は次の事項に関し責務を負う。

- (1) 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、東吉野村個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、知り得た寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。

- (2) 返礼品の品質保持

登録された返礼品の品質は返礼品提供事業者が管理すること。登録内容と著しく乖離した返礼品の発送、登録外品の発送、その他事由により寄附者から賠償の請求があった場合、本村は一切責めを負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日より施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。